

## 5 書類の提出先及び提出期限

奨学金に関する手続はすべて学校を通じて行います。記入漏れ、添付書類の不備などがないように、よく確かめてから学校に提出してください。

なお、募集締切日の11月13日（金）は、学校から育英会への提出期限です。各学校では、事前に提出期限を設けますので、よく確認の上早めに申し込んでください。

不明な点がありましたら、学校の先生又は栃木県育英会事務局までお問い合わせください。

## 6 選考及び採用決定等

- (1) 学習成績・所得の状況をもとに選考委員会において選考します。（申込者が多い場合、出願資格を満たしても内定者とならないことがあります。）
- (2) 平成27年12月中旬までに選考結果を各中学校を通して通知します。
- (3) 内定者は、進学先が決定した後に必要な手続きを行い、理事長が採用を決定します。（採用決定に際し、連帯保証人2名（うち1名は父母又は後見人、他の1名は別世帯の人）が必要です。）

## 7 その他

- (1) 採用決定後の貸与は、足利銀行の本人名義の口座に3ヶ月分まとめて年4回振り込みます。

振込日	第1回	4～6月分	5月下旬	第3回	10～12月分	10月下旬
	第2回	7～9月分	7月下旬	第4回	1～3月分	1月下旬

- (2) 申込書類は、県内の各中学校・市町教育委員会事務局・県教育事務所・県民プラザ及び県民相談室に置いてあります。

また、当会ホームページからも申込書類のダウンロード(※)が可能です。

※ダウンロードした申込書類を印刷する紙は、白のプリンター用紙、片面印刷で構いません。

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁舎西別館3階  
公益財団法人栃木県育英会事務局 ☎028-623-3459

別表第1

収入基準額表

世帯人員	収入基準額（円）
1 人	1,030,000
2 人	1,650,000
3 人	1,900,000
4 人	2,060,000
5 人	2,210,000
6 人	2,340,000
7 人	2,460,000
7人を超える場合	人員が1人増すごとに 110,000円を、世帯人員7人の 収入基準額(2,460,000円) に加算

注)1 給与所得の場合の認定所得金額は、次により計算します。  
認定所得金額＝「給与所得者の所得額の計算式」により求めた所得額－別表第2の控除額  
(収入金額及び所得額は、1万円未満を切捨てて計算します。)

2 給与所得以外の認定所得金額は、次により計算します。  
認定所得金額＝収入金額から必要経費（売上原価、営業経費）を差し引いた金額－別表第2の控除額